

制度改正の検討事項

- (1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化 P.2
- (2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設 P.9
- (3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化 P.25
- (4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ P.32
- (5) 保育士の復職支援の強化 P.39
- (6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等 P.50

出産・子育て応援給付金及び 妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化

「こども未来戦略方針」（抜粋）

～ 次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて ～ 令和5年6月13日

Ⅲ 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(2) 出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。

出産・子育て応援交付金

<妊娠出産子育て応援交付金>

令和6年度概算要求

622億円

<うち推進枠289億円> + 事項要求 (370億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

妊娠期

(妊娠8~10週前後)

面談

(※1)

妊娠期

(妊娠32~34週前後)

面談

(※2)

※ 継続的に実施

出産・産後

面談

(※3)

産後の育児期

随時の子育て関連イベント等の情報発信・相談受付対応の継続実施(※4)

【実施主体】 子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(※2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- ・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援
- ・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

《経済的支援の実施方法》 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

(※1) 子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(※2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

(※3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有
できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サー
ビス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 補助率

- 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4
- 出産・子育て応援給付金: 国2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6
- クーポン発行等に係る委託経費: 国: 10/10

5 拡充内容

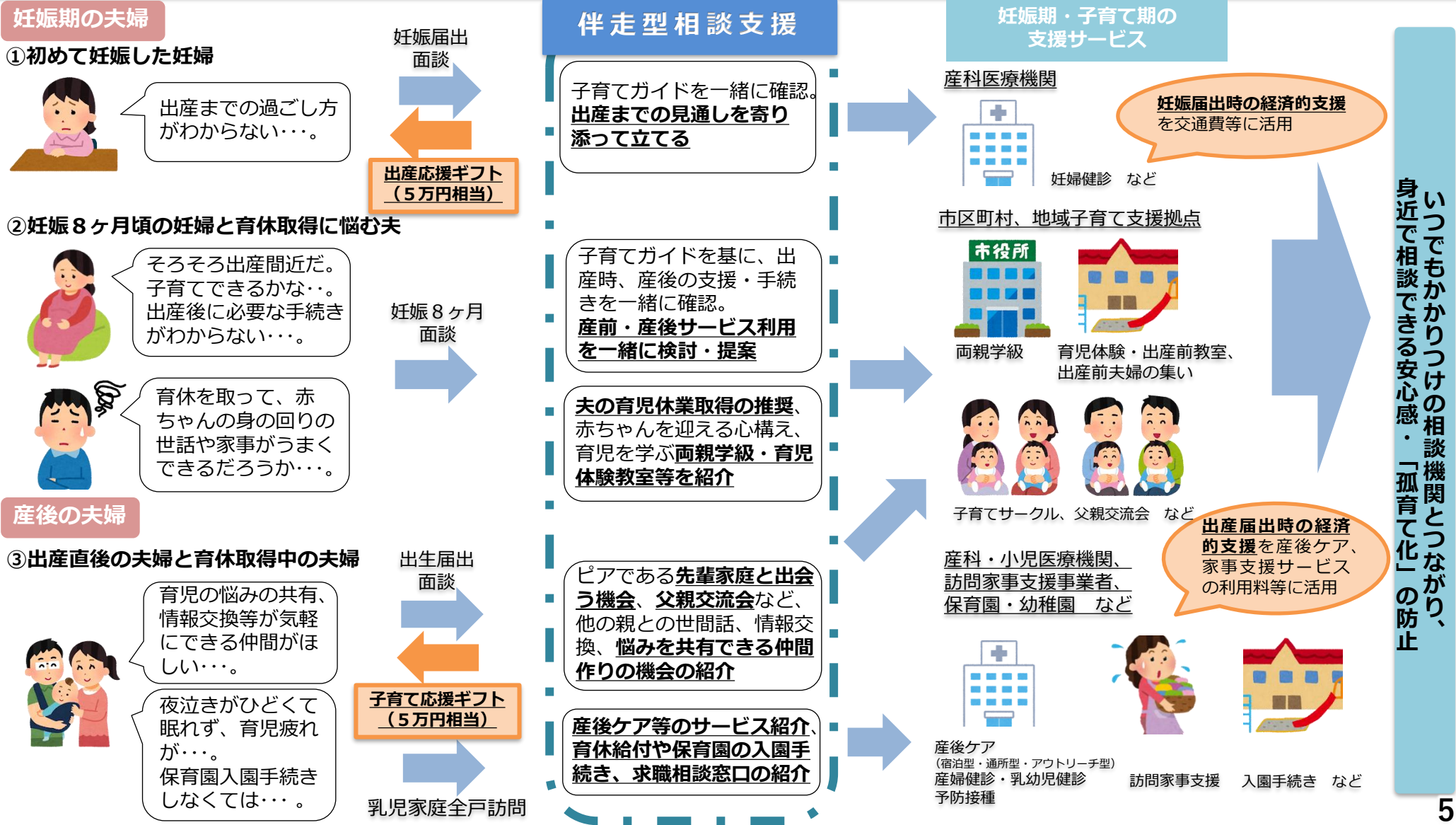
- 令和5年度当初予算は令和5年9月~令和6年3月までの6月分の予算であったことから、満年度化分を要求する。(一部事項要求)
- 自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討するための調査研究費用を要求する。

伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のイメージと期待される効果について

○全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、**身近な伴走型の相談支援（※）と経済的支援を合わせたパッケージとして充実し、継続的に実施する。**経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、**相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつき、事業の実効性がより高まる。**

（※）実施主体は子育て世代包括支援センター（市町村）（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園等への委託も可能）

SNS・アプリを活用したオンライン面談・相談も可。産後の育児期にも、子育て関連イベント等のプッシュ型の情報発信、随時相談対応の継続実施。



「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫に基づく柔軟な仕組み**とする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせた形**で、**全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫**し、この**支援を早期に対象者に届ける**ことを目指す。

伴走型相談支援

○ 面談実施のタイミング

- ① 妊娠届出時
- ② 妊娠8か月前後
- ③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・ 子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・ 身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

○ 面談の内容・実施方法

- ・ アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
- ※ アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・ オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

一体で実施

出産・子育て応援ギフト

○ 支給のタイミング・支給の条件

出産応援ギフト（5万円相当）

：妊娠届出時の**面談実施後**

子育て応援ギフト（5万円相当）

：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

○ 支給形態（実施方法）

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・ 出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・ 妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・ 産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P7参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

○ 遡及適用者への支給方法

- ・ 事業開始前に出産された方
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・ 事業開始時点で妊娠期にある方
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）

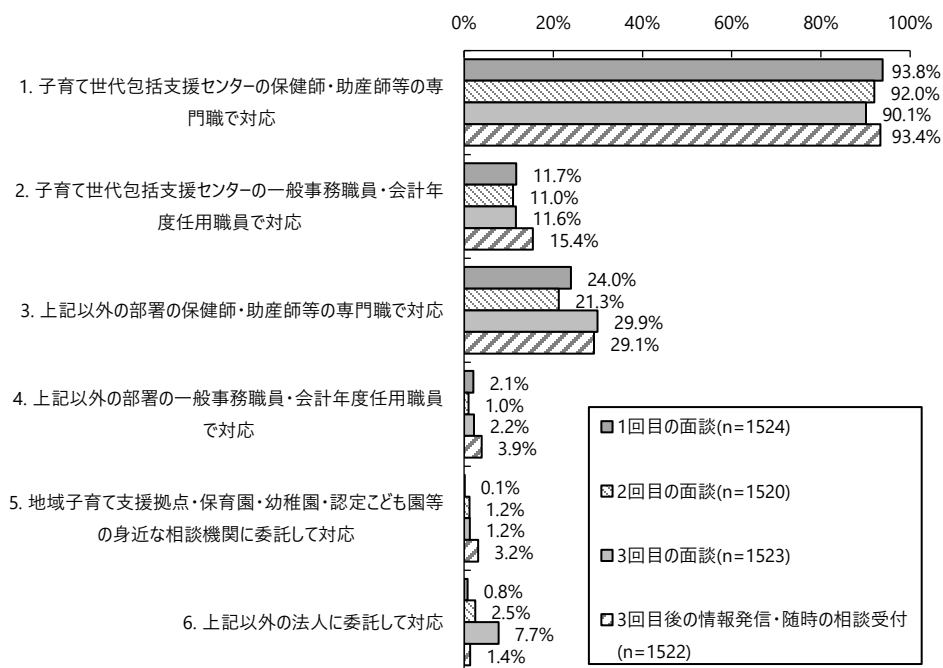
出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究のアンケート結果（速報値）

アンケート調査概要

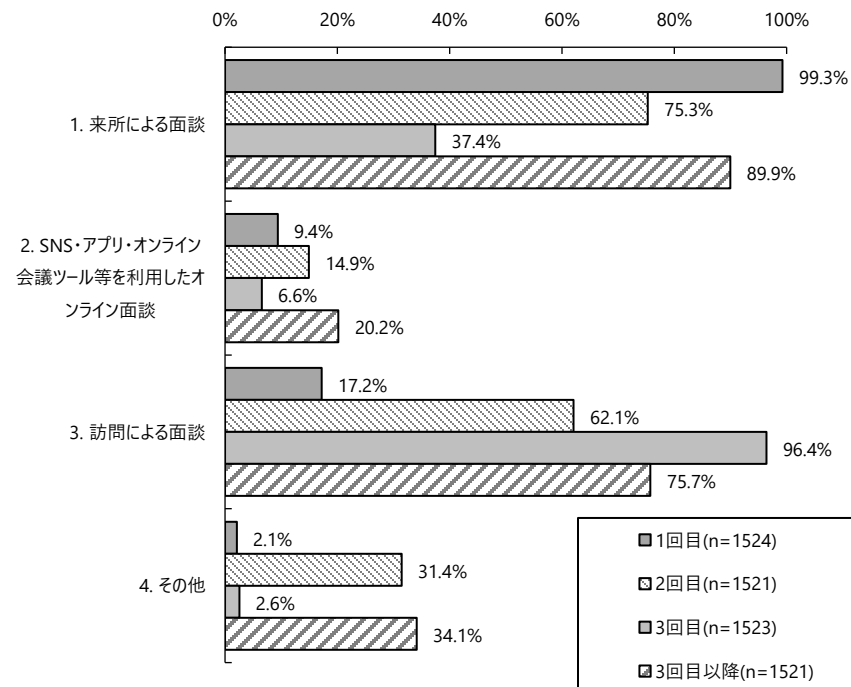
- 調査対象：全市町村（1,741自治体）
- 調査方法：電子メールにより調査票を送付・回収
- 現時点の有効回答数：1,529自治体

アンケート調査結果（1/2）

① 伴走型相談支援の実施体制



② 伴走型相談支援の実施方法



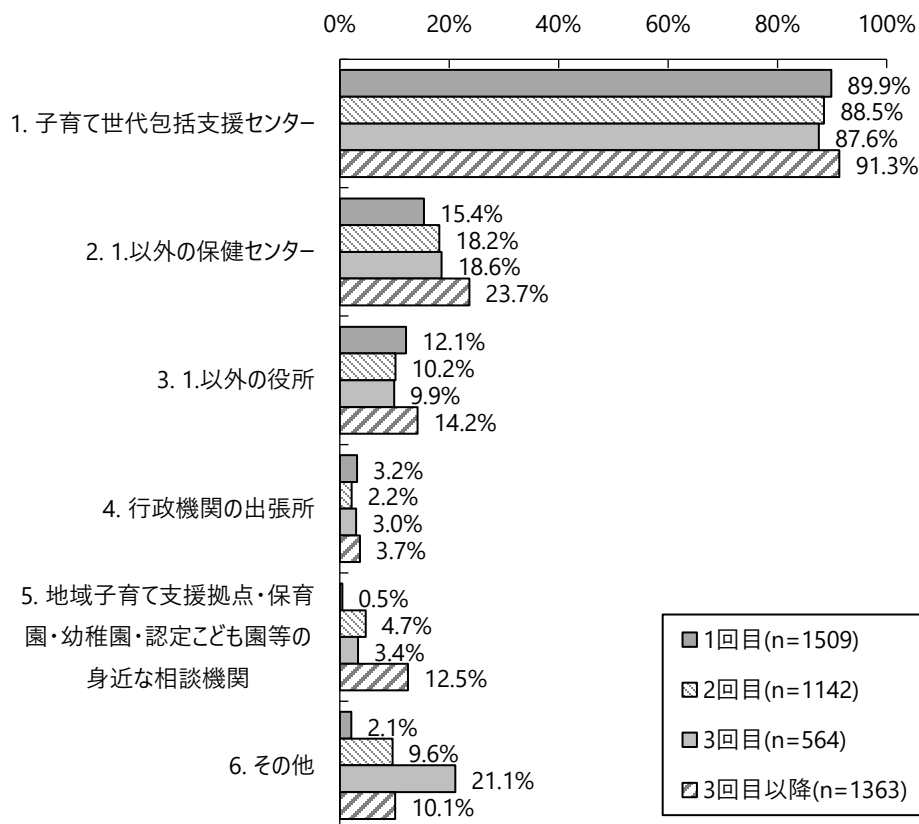
(※) 株式会社野村総合研究所による「出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究」（令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業）として実施したアンケート結果の速報値。現時点の集計結果であり、精査の結果、確報値が変わる可能性があります。

出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究のアンケート結果（速報値）

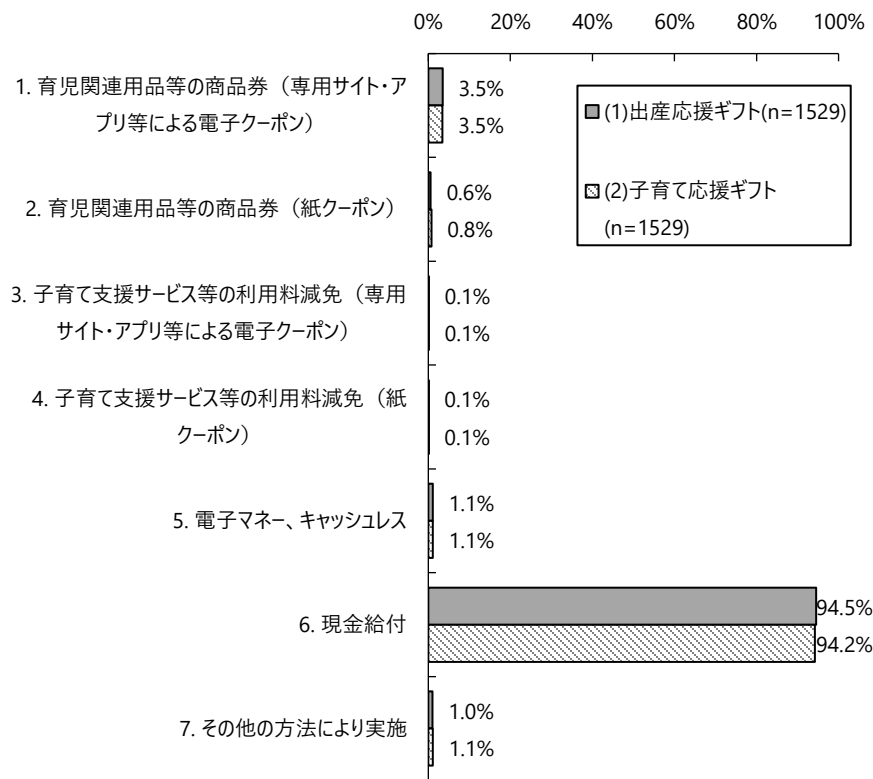
アンケート調査結果（2/2）

③ 伴走型相談支援の面談の実施場所

（②で来所による面談を実施と回答の自治体のみ回答）



④ 経済的支援の支給形態・方法

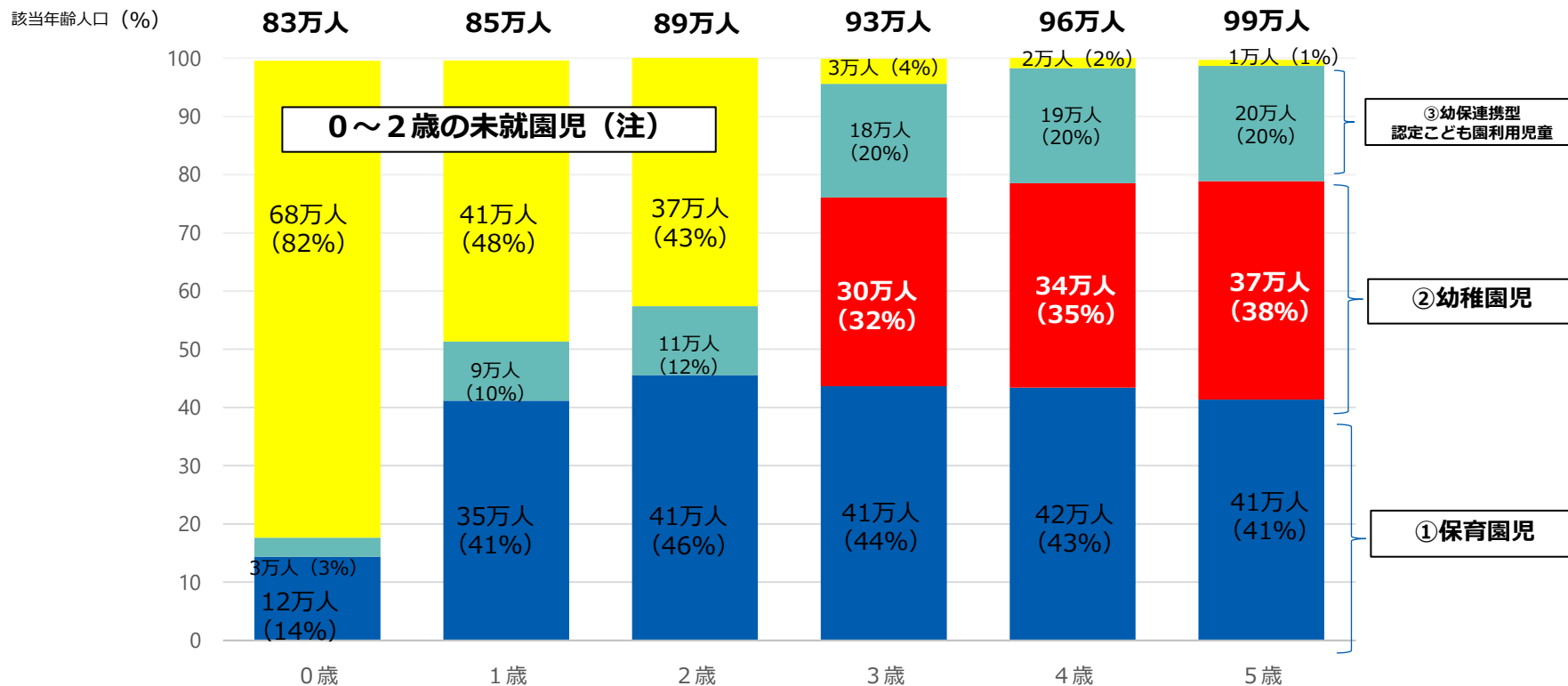


（※）株式会社野村総合研究所による「出産・子育て応援交付金事業の実施状況の把握、好事例の収集及び今後のあり方に関する調査研究」（令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業）として実施したアンケート結果の速報値。現時点の集計結果であり、精査の結果、確報値が変わる可能性があります。

こども誰でも通園制度（仮称）の創設

年齢別の未就園児の割合（令和3年度）

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約146万人）、3～5歳児の約2%（約6万人）となっている。



(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。
 ※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～
（令和5年6月13日閣議決定）（抜粋）

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

〔新たな通園給付のイメージ〕

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
 - ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会

1. 趣旨

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施することとしている。
- このため、本格実施を見据えた形での試行的事業の実施に向けて、成育局長が、学識経験者や、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、自治体に参集を求め、試行的事業実施の在り方について検討し、2024年度の試行的事業の実施方針をとりまとめることとする。
- なお、検討会については原則公開とする。

2. 主な検討項目

- (1) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の意義
- (2) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の事業実施上の留意点
- (3) 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

3. スケジュール

9月21日	第1回検討会
10月16日	第2回検討会
12月	中間とりまとめ
(3月頃)	とりまとめ

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会

4. 構成員

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
内野 光裕	全日本私立幼稚園連合会副会長 学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長
王寺 直子	NPO法人全国認定こども園協会代表理事 社会福祉法人浄元福社会理事長
大川 秀子	栃木市長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長 認定NPO法人びーのびーの理事長
小野 敏伸	福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課長（保育機能強化推進担当）
菊地 加奈子	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表 特定社会保険労務士
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会理事長
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会理事 認定NPO法人フローレンス会長
志賀口 大輔	社会福祉法人日本保育協会前青年部長 社会福祉法人和光会なごみこども園園長
竹原 健二	国立成育医療研究センター研究所政策科学研究部・部長 成育こどもシンクタンク戦略支援室・副室長
原田 樹	七尾市健康福祉部子育て支援課長
堀 科	東京家政大学准教授
万井 勝徳	高槻市子ども未来部長
水嶋 昌子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 みずしま保育室施設長
山内 将	松戸市子ども部参事監兼保育課長

※計18名。オブザーバー：文部科学省

（1）「こども誰でも通園制度」（仮称）の制度について

- 制度の全体像について
- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、やりがいはどのようなものか

（2）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点

- 令和6年度の試行的事業について
- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か
- 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か
- 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点は何か

（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

- 保育所・認定こども園をベースにして実施する場合
- 小規模保育をベースにして実施する場合
- 家庭的保育事業をベースにして実施する場合
- 幼稚園をベースにして実施する場合
- 地域子育て支援拠点をベースにして実施する場合

（4）その他

- 要支援家庭への対応上の留意点は何か
- 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か
- こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会における現時点での議論の整理（第3回検討会（11月8日）時点）

（検討会の概要）

- こども誰でも通園制度の試行的事業実施（※）に向け、学識経験者、保育所等関係事業者、自治体からなる検討会を立ち上げ、事業実施の在り方について検討し、12月に試行的事業の実施方針の中間取りまとめを予定。
- （※）令和5年度総合経済対策において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う」とされている。
- 第3回の検討会においては、これまで2回の検討会における議論を整理した。

I 制度の意義

- **こどもを中心に、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的。**
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られる
 - ・ 保育者からこどもの良いところ等を伝えられることで、こどもの新たな気づきを得たり、保護者とこどもの関係性に関わる
- （参考）一時預かり事業は、①家庭における保育が困難な乳幼児、②子育てに係る保護者の負担軽減のため一時的に預かる乳幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行うもの。本制度との組み合わせも可能とするが、具体的方法、両者の関係は、本格実施に向けて引き続き整理。
- 現行制度と比較し、**就労要件を問わないこと、給付制度として全国で実施することで制度利用のアクセスを向上させること、利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつなげていく**ことに意義がある。
 - 孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている保護者の負担感の軽減にもつながる。
 - 今後の人口減少社会における保育所等の在り方として、こども誰でも通園制度は保育所等の多機能化の大きな柱となる。

II 試行的事業実施の留意事項

- **試行的事業においては、下記の考え方を踏まえ、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行う。**
 - ・ 試行的事業の補助基準上の上限であるものの、本格実施を見据えると、都市部を含め全国で提供体制を確保する必要がある
 - ・ 家族以外の人と関わる機会や、年齢の近いこども同士が触れ合う機会が得られ、こどもの心身の健やかな成長・発達に資する
 - ・ 一時預かりの整備状況は月1～2時間程度に相当し、試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる
- （参考）「利用時間を長く設定すべき」、「自治体によって利用時間を増やせるようにすべき」といった意見があった。全ての未就園児が利用できることを目的とする中でどのような対応が可能か、全国的な制度の中で地域差が生じることをどう考えるかといった論点を本格実施に向けて検討。
- こどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、**「親子通園」も可能とする。**
 - 定期利用（利用する曜日等を固定し定期的に利用）、自由利用（固定せず柔軟に利用）は、こどもや地域の状況を踏まえ、**いずれかを原則とするのではなく、いずれかを選択したり、組み合わせるなど柔軟な利用方法が可能となる仕組み**が必要。

現行の一時預かり事業と 「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称） として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、 <u>0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）</u>
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収をすることを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
利用方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

「こども誰でも通園制度（仮称）」 利用方法（定期利用・自由利用）について

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用前月の一定期日より翌月分の予約 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難 	<ul style="list-style-type: none"> 利用の都度予約する手間がかかる 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい 慣れるのに時間がかかるこどもがいる

「こども誰でも通園制度（仮称）」 実施方法（一般型、余裕活用型）について

	一般型（在園児と合同）	一般型（専用室独立実施型）	余裕活用型
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 専用スペースは設けず、在園児と合同 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 在園児とは別の専用スペースは設ける 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れる方法 基本的に在園児と合同
特徴	<ul style="list-style-type: none"> こどもが在園児と関わる機会が多い 実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる 	<ul style="list-style-type: none"> こども誰でも通園制度を利用するこどもに合わせた環境を確保することができる 専任の職員の下で対応 	<ul style="list-style-type: none"> こどもが在園児と関わる機会が多い 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易
留意点	<ul style="list-style-type: none"> こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か こども誰でも通園制度を利用するこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 	<ul style="list-style-type: none"> こどもが在園児と関わる機会が少ない こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流が無くなる懸念がある。振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か こども誰でも通園制度を利用するこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 時期によって受入枠が減っていくことが想定されるため、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある

「こども誰でも通園制度（仮称）」 施設・事業類型ごとの事業実施イメージ

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

6. 包摂社会の実現

年齢、性別、障害の有無、就業形態を問わず、全ての人が生きがいを感じ、生涯を通じて、学び、自らの生き方・働き方を選択できる社会の実現に取り組む。

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援をスピード感をもって実行する。

(中略)

全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。(略)

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算案：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の補助単価を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築

令和5年度補正予算案：25億円

1. 施策の目的

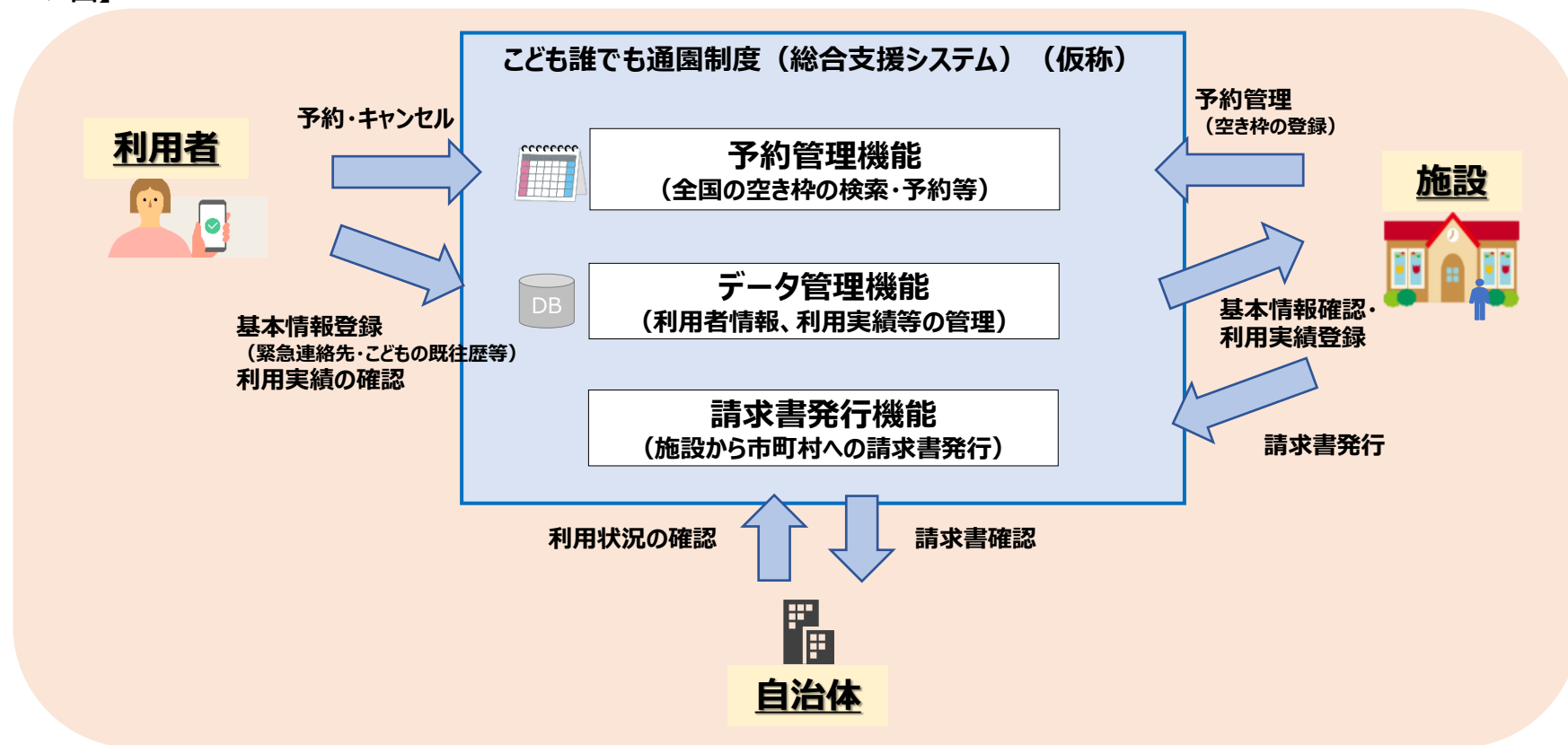
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】



就学前教育・保育施設整備交付金

令和5年度補正予算案：318億円

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- **今般、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、対象事業の追加を行い、試行的事業の実施事業所の整備を可能とする。**

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業 ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業 ・ 小規模保育整備事業 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業
- ・ **こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業 ※新規追加**

3. 補正予算の要求内容

- ・ 新子育て安心プランに基づく受け皿整備等 ⇒ 255億円
- ・ 国土強靱化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等 ⇒ 29億円
- ・ こども誰でも通園制度の受け皿整備 ⇒ 34億円

4. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設、
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（公立） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4
原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※**こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者（市区町村）1／2。**

保 育 所 等 改 修 費 等 支 援 事 業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算案：18億円

1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

（※）都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

2. 施策の内容

- 【対象事業】
- (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業
 - (2) 小規模保育改修費等支援事業
 - (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
 - (4) 認可化移行改修費等支援事業
 - (5) 家庭的保育改修等支援事業
 - (6) こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所改修等支援事業

3. 補正予算の要求内容

- ・新子育て安心プランに基づく受け皿整備等 ⇒ 15億円
- ・こども誰でも通園制度の受け皿整備 ⇒ 3億円

4. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1施設当たり	利用（増加）定員19名以下	15,210千円	（① 20,280千円、② 23,322千円）
	利用（増加）定員20名以上59名以下	27,378千円	（① 32,448千円、② 35,490千円）
	利用（増加）定員60名以上	55,770千円	（① 60,840千円、② 63,882千円）

老朽化対応の場合 1施設当たり 27,378千円 （① 32,448千円）

(2) 1事業所当たり 22,308千円 （① 32,448千円、② 35,490千円）

(3) 1施設当たり 22,308千円 （① 32,448千円、② 35,490千円）

(4) 1施設当たり 32,448千円 （② 35,490千円）

(5) 保育所で行う場合 1か所当たり 22,308千円 （① 32,448千円、② 35,490千円）

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,434千円

(6) 1事業所当たり 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【補助割合】 (1)～(4)、(6) ※(6)は私立の場合 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
(5)、(6) ※(6)は公立の場合 国：1/2、市区町村：1/2

（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (5) 国：2/3、市区町村：1/3

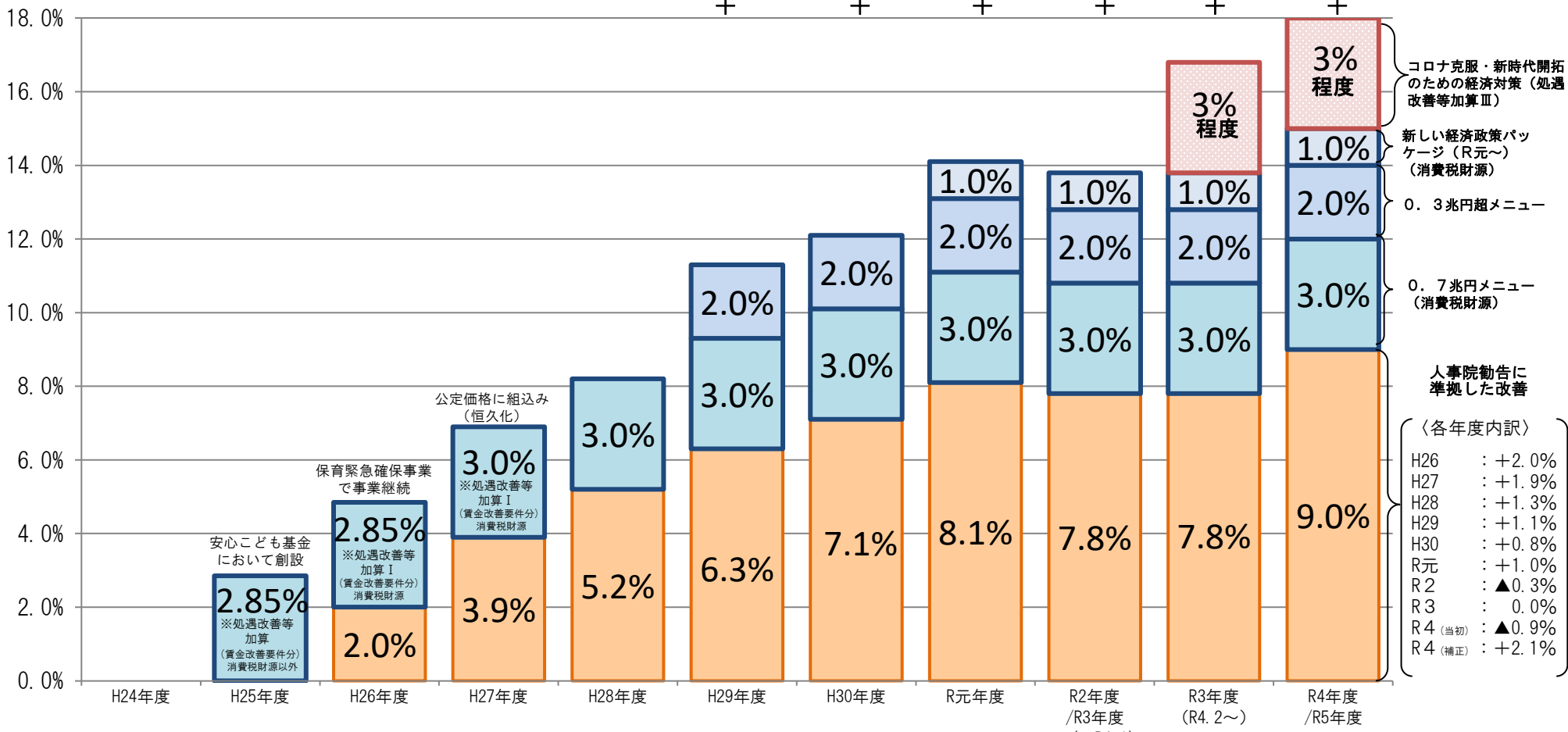
保育所等における継続的な経営情報の見える化

保育士等の処遇改善の推移

+約3% (月額約0.9万円)	計 +約5% (月額約1.5万円)	計 +約7% (月額約2.1万円)	計 +約8% (月額約2.6万円)	計 +約11% +最大4万円 (月額約3.5万円 +最大4万円)	計 +約12% +最大4万円 (月額約3.8万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.5万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.4万円 +最大4万円)	計 +約17% +最大4万円 (月額約5.3万円 +最大4万円)	計 +約18% +最大4万円 (月額約5.7万円 +最大4万円)
---------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---	---	---	---	---	---



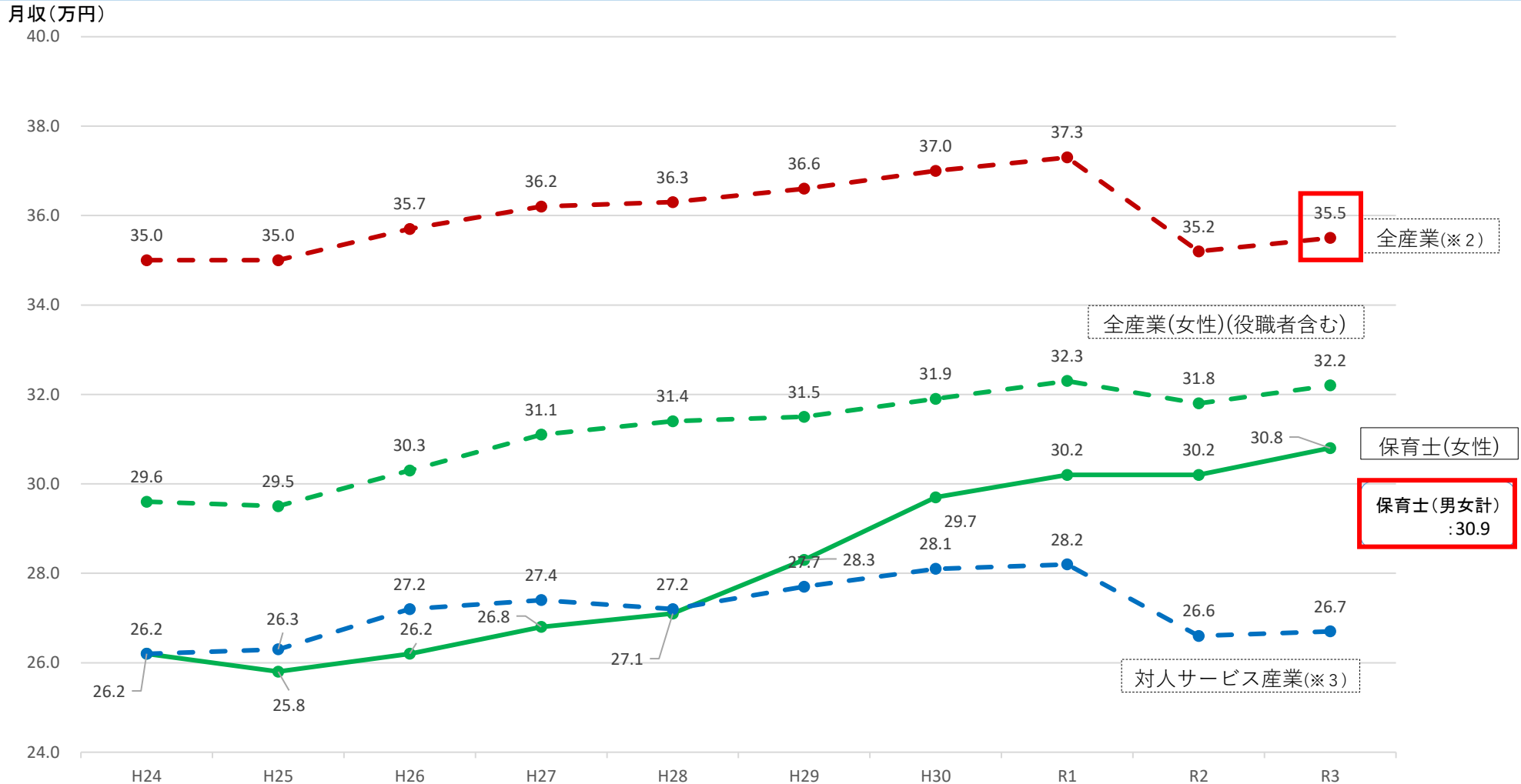
(改善率)



コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 (処遇改善等加算III)
 新しい経済政策パッケージ (R元~) (消費税財源)
 0.3兆円メニュー (消費税財源)
 0.7兆円メニュー (消費税財源)
 人事院勧告に準拠した改善
 (各年度内訳)
 H26 : +2.0%
 H27 : +1.9%
 H28 : +1.3%
 H29 : +1.1%
 H30 : +0.8%
 R元 : +1.0%
 R2 : ▲0.3%
 R3 : 0.0%
 R4 (当初) : ▲0.9%
 R4 (補正) : +2.1%

※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施 (恒久化)

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



(※1) 令和元年までは職種別の賃金については役職者を除いたものを調査していたが、令和2年から調査方法が変わり、職種別の賃金について役職者を含んだものも調査している。

(※2) 「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

(※3) 「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均し、役職別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の「役職計」を除いて算出したもの。

資料：厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和3年までの各年で公表されたもの)により政策統括官付政策立案・評価担当参事官室作成。

(注) いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)。「役職者含む」としたものの以外は、役職者を除いた数値。

「全産業」及び「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞與其他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

4. 今後の処遇改善について

（2）処遇改善の方向性

今般の経済対策の措置を前提としても、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭の賃金は全産業平均から乖離があり、仕事の内容に比しても未だ低く抑えられている状況である。引き続き人手不足の解消等に向けて、今回の措置の結果も踏まえつつ、更なる処遇の改善に取り組むべきである。

処遇改善の最終的な目標は、職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されていることである。その際、他産業との乖離や有効求人倍率などの労働市場における関連指標の状況を参照するほか、各産業における他の職種との比較や対象とする産業内での各職種間の均衡、仕事の内容、労働時間の長短、経験年数や勤続年数なども考慮すべきである。今後、医療・福祉分野のマンパワーのニーズが大きく増加すると見込まれることも踏まえ、特に2020年代にこうした取組に注力すべきである。

また、経験年数や勤続年数に応じた処遇改善の取組は、キャリア・ラダーの形成や職員を大切にすることへのインセンティブとなり、職場への定着や経験・技能の高度化等につながる。先に述べたマンパワーのニーズの見通しも踏まえ、経験・技能のある職員に重点化した処遇改善のあり方について検討し、次なる目標として、経験・技能のある職員について、仕事の内容と比して適正な水準であるかという点も考慮しつつ、他産業（適切な他産業がなければ全産業平均）と遜色ない水準とすることを目指すべきである。

（中略）

こうした処遇改善を行うに当たっては、全てを国民の負担に回すのではなく、既存予算の見直しや高齢化に伴って増加する医療・介護費の中での分配のあり方などを含め、幅広く検討を行うべきである。従来は、前述のとおり、主に財政措置等を財源として処遇改善を進めてきた。今後は、更なる財政措置を講じる前に、医療や介護、保育・幼児教育などの分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要である。また、デジタルやICT技術、ロボットの活用により、現場で働く方々の負担軽減と生産性向上を進めていくことも必要である。

公的価格評価検討委員会 中間整理（令和4年12月2日）抜粋

1. 基本的な考え方

- 本委員会の「中間整理」で整理したとおり、処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっていくかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。
- しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において、順次進めていく必要がある。

2. 今後の取組

(1) 共通事項

- 看護職員、介護・障害福祉職員、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の処遇改善について、令和4年10月から、診療報酬等により給与を恒久的に3%程度引き上げるための措置が講じられている。まずはこの措置について、厚生労働省、内閣府において、職員の給与にどのように反映されているか等の検証を行うべきである。
- また、各分野の経営実態調査等について、その性質も踏まえつつ、調査について指摘されている課題の改善を図りながら、調査が実施された際には、今後とも分析を継続的に行うべきである。

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）抜粋

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会 中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。

保育所等における継続的な経営情報の見える化について

1. 経緯

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、**現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要**」とされた。
- 令和5年1月より、**子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し、令和5年8月28日に報告書を取りまとめ**。
- 医療・介護分野においては、施設・事業所等の経営情報等に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、第211回通常国会で可決された。（【医療】医療法：R5.8.1施行、【介護】介護保険法：R6.4.1施行。）

2. 主な内容

- **施設・事業者ごとの経営情報（収益・費用、職員給与状況等）の報告・届出**を求めることとする。
- **施設・事業者ごとに人件費比率やモデル賃金等を公表**するほか、**グルーピングした集計・分析結果も公表**することとする。

【イメージ図】

施設・事業者



子ども法58条に基づく報告・届出

経営情報（収益・費用、職員給与状況等）の報告・届出

各種データの確認

継続的な見える化でのデータ取得
集計・分析の実施

都道府県
(市区町村経由)

国
(こども家庭庁)

※黒字は既存の取組
※赤字は新たな取組



(独) 福祉医療機構が
管理・運営を実施

教育・保育情報

子ども法第58条に基づく公表
＜施設・事業者ごとに公表＞

- ・運営する法人に関する事項
- ・施設等に関する事項
- ・従業者に関する事項
- ・教育・保育等の内容に関する事項
- ・利用料等に関する事項
- ・その他都道府県知事が必要と認める事項 等

経営情報（職員給与状況等）

継続的な見える化での公表①
＜施設・事業者ごとに公表＞

- (例)
- ・人件費比率
 - ・モデル賃金 等

経営情報（収益・費用）

継続的な見える化での公表②
＜グルーピングした集計・分析結果を公表＞

- (例)
- ・施設形態、運営主体の法人形態、定員規模、職員数、地域区分等に応じた集計・分析を実施

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について (令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書の概要)

目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の**施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築**を進め、**処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善**を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する**国民の正確な理解の促進**、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた**的確な支援策の検討**、経営情報の分析を踏まえた**幼児教育・保育政策の企画・立案**等の実現を目的とする。
- また、**情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず**、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進、また、研究者による学術研究や政策提言の活性化等、**幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待**できる。

継続的な見える化の対象とする施設・事業者

- 原則、子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

報告・届出を求める情報

- **全ての施設・事業者を単位として、毎事業年度の経営情報（収益・費用）**について報告・届出を求める。
- このうち、**人件費等費用の内訳や、職員配置の状況、職員給与の状況等の詳細を把握できる情報も含む**。
- 報告・届出を求める経営情報等の具体的な項目については、「**経営実態調査**」における**調査項目を基礎**としつつ、「**政策検討への活用性の向上**」と「**施設・事業者への業務負担**」の双方に配慮し決定する。
- **それぞれの経営主体で採用されている会計基準に応じた様式**を設け、また、それぞれの**会計年度に応じた報告・届出期間を設定**する。

公表の方法

- **詳細な経営情報**については、**個別の施設・事業者単位での公表は行わない**。施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの**属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表**する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、**施設・事業者の人件費比率やモデル賃金等の情報**については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、**個別の施設・事業者単位で公表**する。

小規模保育事業における3歳以上児の受入れ

II 実施事項

3. 個別分野の取組 ＜人への投資分野＞

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみの保育）	原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、次回の児童福祉法改正の際に在り方の検討を行う。	次回の児童福祉法改正の際に在り方を検討	内閣府 こども家庭庁

小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて

現行制度の概要

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、例外的に「地域の実情」（※1）として「市町村が特に必要と認めた場合」（※2）には3～5歳を対象としている。

（※1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
- 二 **満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して**、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

（※2）具体的には、過疎地やへき地など近くに教育・保育施設が無い場合や、兄弟で別々の施設に通園せざるを得ない場合など

- 国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。

令和5年4月21日通知

- 小規模保育事業について、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする。**

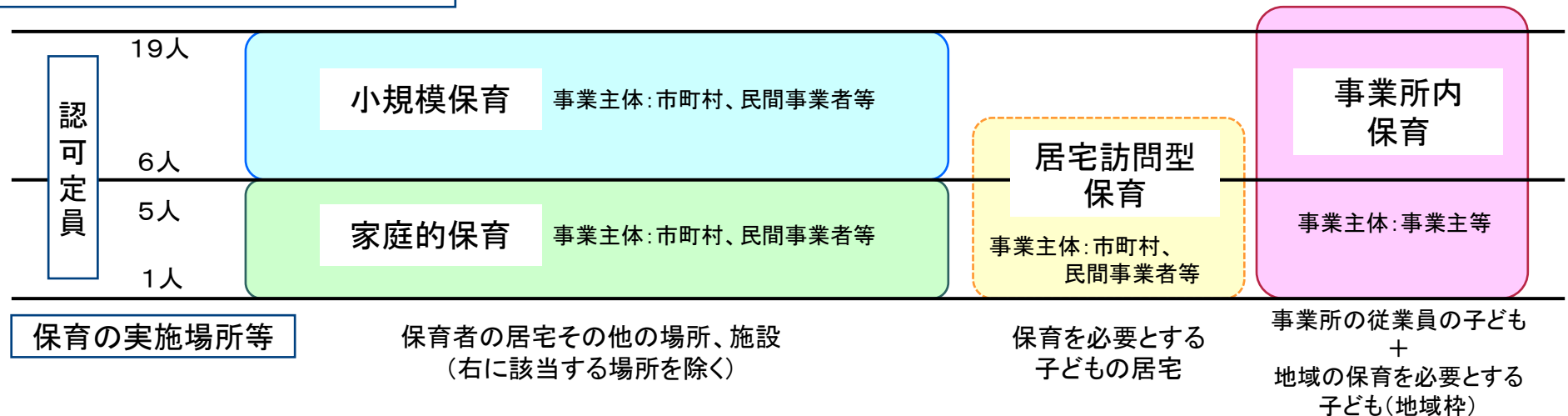
（※）具体的には、「市町村が特に必要と認めた場合」を「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」とする（通知改正）

（注）さらに、本特例措置で認められている3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討する

地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



地域型保育事業の認可基準について（0～2歳児の受入れ）

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準 + 1名	保育所の配置基準 + 1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

地域型保育事業の認可基準について（3歳以上児の受入れ）

小規模保育事業における3歳以上児受入れについて

- 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって、満3歳以上のものについては、小規模保育事業を利用することができる。
- 国家戦略特別区域法により、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する区域として内閣総理大臣の認定を受けた地域においては、小規模保育事業において満3歳以上児を受け入れることができる。
- 国家戦略特別区域小規模保育事業の認可基準は、特区外の小規模保育事業で満3歳以上児を受け入れる場合とほぼ同じ基準となっている。

<主な認可基準>

	保育所	小規模保育事業（満3歳以上児受入れの場合）			
		A型	B型	C型	
職員	職員数	3歳児 20：1 4・5歳児 30：1	保育所の配置基準 + 1名	保育所の配置基準 + 1名	3～5歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有 (1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1 / 2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	3歳～5歳児 保育室等 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり3.3㎡	3歳～5歳児 保育室等 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり3.3㎡	3歳～5歳児 保育室等 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり3.3㎡	3歳～5歳児 保育室等、屋外遊戯場 いずれも1人当たり3.3㎡
処遇等	給食	給食の外部搬入可（全ての市町村において） 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 屋外遊戯場については、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所でも可。
- ※ 小規模保育事業については、保育が適正かつ確実に行われ、円滑に集団保育に移行できる環境を整える必要があることから、保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定が必要。なお、国家戦略特別区域小規模保育事業にあっても、連携施設の設定が必要であるが、卒園後の受け皿の役割を担う施設を確保する必要はない。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定（令和5年9月1日等一部変更））（抜粋）

第二 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針

1. 規制改革等の施策の推進に関する基本的考え方 （規制改革の推進）

特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。

その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築する。さらに、**特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。**

経済社会情勢が変化していく中、規制改革には終わりはなく、常に、地方公共団体、民間事業者等からの現場のニーズを把握し、必要な規制改革を強力に進めていくことが必要である。

4. 国家戦略特別区域の評価に関する基本的な事項

③評価の実施主体及び方法、手続

ウ) 諮問会議による調査審議

内閣総理大臣は、イ) に定めるところにより区域会議から評価結果の報告を受けたときは、当該区域会議から提出された評価書を諮問会議に提出し、諮問会議の意見を聴取するものとする。

諮問会議は、当該評価結果について調査審議した上で内閣総理大臣に必要な意見を述べることとし、特に、**国家戦略特区における規制の特例措置についての調査審議に当たっては、当該規制の特例措置を所管する府省庁（以下「規制所管府省庁」という。）からの意見を聴き、当該規制の特例措置について、全国展開の可否、要件の見直し（拡充、是正又は廃止）の必要性等も含め検討する。**

規制の特例措置の全国展開とは、規制の特例措置について、区域計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

保育士の復職支援の強化

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（こども大綱の取りまとめ）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへのこどもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。このため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を策定し、全てのこどもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進するほか、職員配置基準の改善も見据え、**保育人材の確保の強化**と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組む。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進する。「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、多様なこどもの居場所づくりやこどもと居場所をつなぐ仕組みを構築する。流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）など、産前産後の支援を充実するとともに、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入やこどもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。希望する人の結婚支援（伴走型のマッチング支援等）及び妊娠・出産支援を始め地方自治体等が行う取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充するとともに、ライフプラン研修等を行う事業者を支援する。（中略）

保育士資格取得方法

保育士 ※児童福祉法第18条の4

登録 (各都道府県単位) ※児童福祉法第18条の18第1項 (登録者数 1,842,494人 : R5.4.1現在)

指定保育士養成施設

※児童福祉法第18条の6第1項

(1,924,130人 : R 3 年度末累計)

令和 3 年度資格取得者 35,575人

- ・ 大学 285か所 (283か所)
- ・ 短期大学 223か所 (227か所)
- ・ 専修学校 150か所 (156か所)
- ・ その他施設 10か所 (9か所)

合 計 668か所 (675か所)
【R4.4.1現在(()内は前年)】

保育士試験

※児童福祉法第18条の6第2項

各都道府県、指定試験機関委託 ※児童福祉法第18条の9

(557,243人 : R 4 年度末時点合格者数累計)

受験申請者数 81,598人
 全科目合格者数 25,978人 (4 年度実績)
 うち全部免除者数 2,220人
※地域限定保育士試験を含む

保育士試験受験資格

大学等
(短大含)
2年以上在学
(62単位以上取得者
等)

児童福祉施設
実務経験5年以上
(高校卒業者は実務経
験2年以上)

幼稚園教諭免許状
有
(試験一部免除)

知事による
受験資格認定

実務経験(※)
5年以上
(高校卒業者は実務経験
2年以上)

※対象施設
・へき地保育所
・家庭的保育
・認可外保育施設 等

平成16年度…幼稚園教諭免許状所有者について、筆記試験の2科目及び実技試験の免除を実施

平成22年度…幼稚園教諭免許状所有者の科目履修による試験科目免除を実施(34単位の履修が必要)

知事による受験資格認定の対象に放課後児童クラブを追加

平成24年度…知事による受験資格認定の対象に認可外保育施設を追加

平成25年度…幼稚園等において「3年かつ4,320時間」の実務経験がある幼稚園教諭免許状所有者について、従来の2科目の筆記試験免除科目に1科目加えるとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除の特例を創設(8単位の履修が必要)

平成27年度…対象施設における一定の実務経験によって、合格科目免除期間を最長5年に延長

平成29年度…福祉系国家資格所有者について、筆記試験の3科目の免除を実施するとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除を実施。

介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士について、指定保育士養成施設における「福祉職の基盤に関する科目」に該当する科目の履修免除を実施。

※社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設を卒業した者については、3年以上介護等の業務に従事した場合に履修免除を行う。

指定保育士養成施設種別ごとの保育士となる資格取得者の就職状況

(令和3年度末)

施設数 か所	総 数 人	保育園及び幼保連携 型認定こども園		地域型保育事業		保育園及び幼保連携 型認定こども園以外の 児童福祉施設		児童福祉事業		障害者支援施設		老人福祉施設		幼稚園		その他		
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
大学	285	12,163	55.3%	6,722	1.1%	130	4.1%	501	3.6%	442	1.8%	213	0.4%	43	1,784	14.7%	2,328	19.1%
短期大学	226	17,600	64.1%	11,290	1.3%	236	4.1%	723	3.4%	601	2.2%	389	0.2%	40	2,599	14.8%	1,722	9.8%
専修学校	156	5,550	63.7%	3,537	1.7%	97	5.4%	301	5.2%	291	3.1%	170	0.2%	13	558	10.1%	583	10.5%
その他の施設	10	262	63.7%	167	3.4%	9	3.4%	9	17.9%	47	0.4%	1	3	3	1.1%	3	23	8.8%
計	677	35,575	61.0%	21,716	1.3%	472	4.3%	1,534	3.9%	1,381	2.2%	773	0.3%	99	4,944	13.9%	4,656	13.1%

(注) 1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。

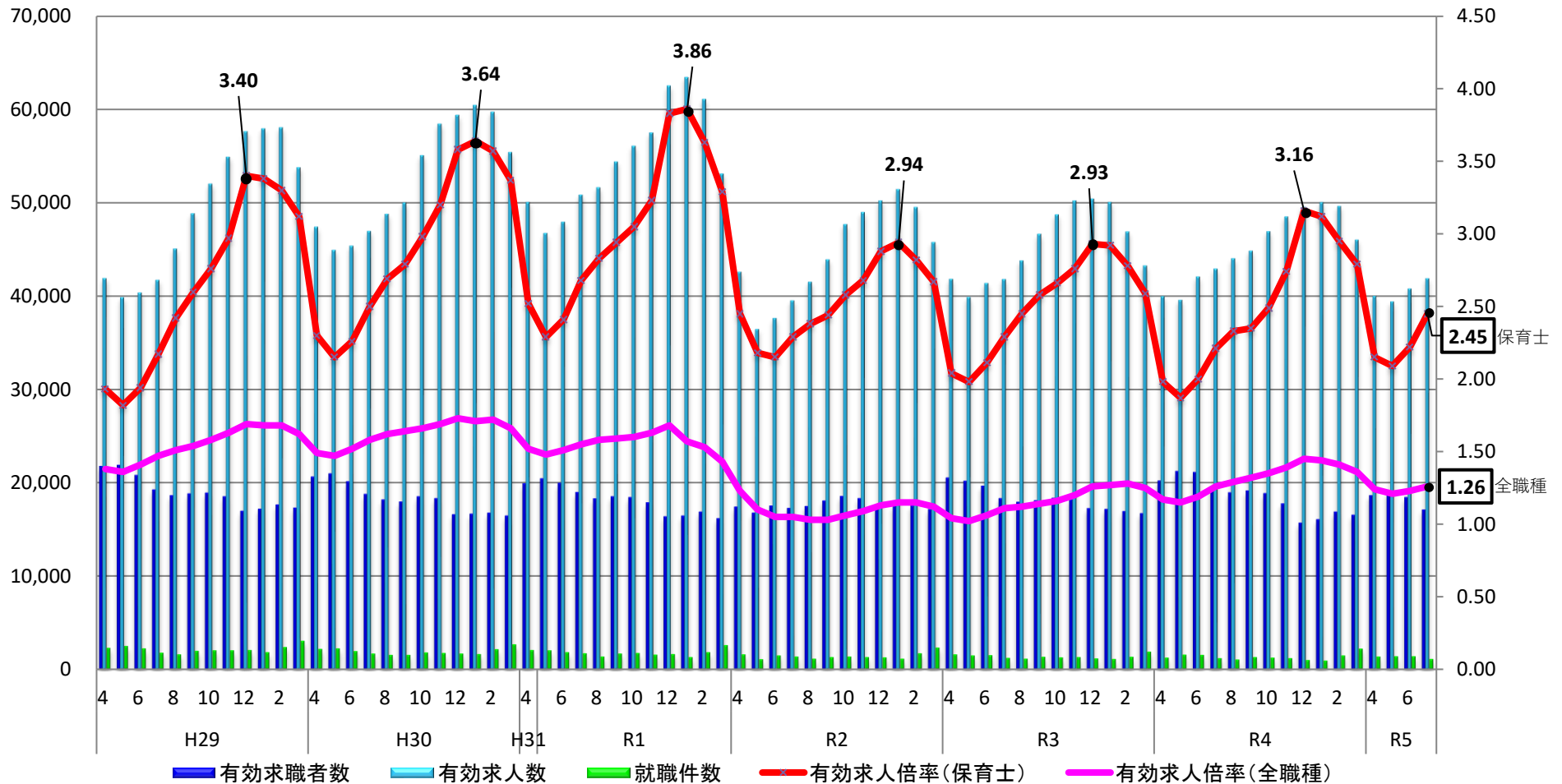
2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。

3. 児童福祉事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設(へき地保育所等)における事業をいう。

4. 施設数・・・令和3年4月1日現在

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和5年7月の保育士の有効求人倍率は2.45倍(対前年同月比で0.24ポイント上昇)となっているが、全職種平均の1.26倍(対前年同月と同数値)と比べると、依然高い水準で推移している。



(出典) 一般職業紹介状況(職業安定業務統計) (厚生労働省)

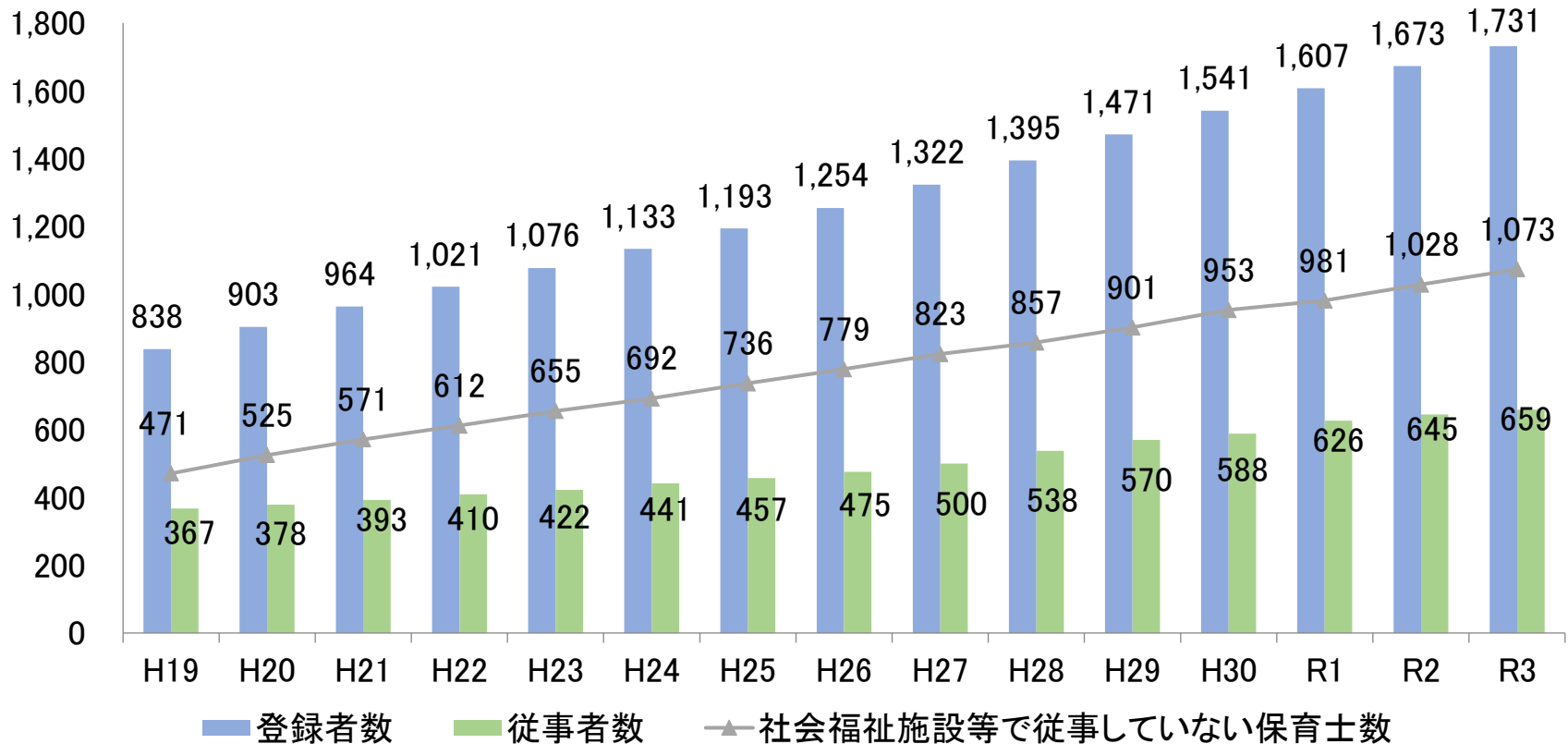
※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

※全職種の有効求人倍率は、実数である。

保育士の登録者数と従事者数の推移

○ 保育士登録者数は約173万人、従事者数は約66万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者は107万人程度となっている。

(単位:千人)



出典: 登録者数:厚生労働省子ども家庭局保育課調べ(各年10月1日)

従事者数:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)の社会福祉施設に従事する(常勤換算でない)保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で回収率(例:保育所等の場合、平成28年の回収率:93.9%、平成29年の回収率:94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。

※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大【R5 予算】
- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の魅力発信（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3 予算～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
 - ・上記①～③の3つの機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象となるよう補助要件を見直し【R4 補正予算】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&保育士確保が困難な地域の補助基準額の引き上げ【R3 予算～】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5 予算】
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5 予算】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から7年以内【R5 予算】
 - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革への支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3 予算～】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3 予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3 予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

保育士・保育所支援センター設置運営事業

＜保育対策総合支援事業費補金＞

令和5年度当初予算 457億円の内数 (453億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育所等に勤務する保育士が保育分野で就業を継続するために必要な相談支援を行い、また保育士の負担軽減を図る観点から保育補助者・保育支援者の確保を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行う。

2. 施策の内容

【主な事業内容】

○潜在保育士に対する取組

- ・ 再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- ・ 保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
- ・ また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【事業実績】

- 全国で72か所設置（内訳：都道府県46か所、政令市・中核市26か所。令和5年6月時点）
- 保育士・保育所支援センターの紹介による就職件数 4,467件（令和4年度）

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費：7,300千円 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円 復職前研修実施経費：473千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

離職した保育士等に対する再就職支援：6,217千円 保育士登録簿を活用した就職促進：3,470千円 マッチングシステム導入費：7,000千円

全国の保育士・保育所支援センター (令和5年6月現在)

NO	都道府県名	実施団体		NO	都道府県名	実施団体	
1	北海道	北海道	保健福祉子ども政策局子ども政策企画課	37	堺市	堺市	子育て支援部幼保運営課
2	札幌市	札幌市	札幌市保育人材支援センターさほほ	38	高槻市	高槻市	子ども未来部保育幼稚園総務課
3	青森県	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	青森県保育士・保育所支援センター	39	豊中市	豊中市	こども未来部こども事業課
4	岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	福祉人材研修部	40	枚方市	枚方市	子ども未来部子育て支援室私立保育幼稚園課
5	宮城県	一般社団法人 宮城県保育協議会	宮城県保育士・保育所支援センター	41	吹田市	吹田市	吹田市保育士・保育所支援センター
6	秋田市	秋田市	子ども未来部子ども育成課	42	兵庫県	公益社団法人 兵庫県保育協会	兵庫県保育士・保育所支援センター
7	山形県	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会	山形県福祉人材センター (コーディネーター窓口)	43	神戸市	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟	神戸市保育士・保育所支援センター
8	福島県	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	福島県保育士・保育所支援センター (県社協 人材研修課内)	44	姫路市	姫路市	姫路市保育士・保育所支援センター
9	郡山市	郡山市	郡山市保育士・保育所支援センター (こども部保育課内)	45	西宮市	一般社団法人 西宮市私立保育協会	西宮市保育士就職支援センター
10	茨城県	一般社団法人 いばらき保育サポートセンター	いばらき保育人材バンク	46	尼崎市	尼崎市	尼崎市保育士・保育所支援センター
11	栃木県 (宇都宮市)	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	とちぎ保育士・保育所支援センター (福祉人材・研修センター内)	47	明石市	明石市	明石市保育士総合サポートセンター
12	群馬県	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	ぐんま保育士就職支援センター	48	奈良県	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	福祉人材センター
13	前橋市	前橋市	福祉部 こども施設課	49	和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会	和歌山県福祉人材センター
14	埼玉県	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	福祉人材センター	50	鳥取県	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	鳥取県保育士・保育所支援センター
15	千葉県	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	ちば保育士・保育所支援センター	51	島根県	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	島根県福祉人材センター
16	東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	東京都保育人材・保育所支援センター	52	岡山県	岡山県	岡山県保育士・保育所支援センター
17	神奈川県 (横浜市・川崎市 横須賀市・相模原市)	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	かながわ保育士・保育所支援センター (かながわ福祉人材センター内)	53	岡山市	岡山市	岡山市保育士・保育所支援センター
18	相模原市	パーソルテンプスタッフ 株式会社	相模原市総合就職支援センター	54	倉敷市	倉敷市	倉敷市保育士・保育所支援センター
19	新潟県	新潟県保育連盟	新潟県保育サポートセンター	55	広島県	広島県	広島県保育士人材バンク (安心保育推進課内)
20	富山県	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	施設団体支援課	56	山口県	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	山口県福祉人材センター
21	石川県	社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	57	徳島県	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会	徳島県福祉人材センター アイネット
22	福井県	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会	福井県保育人材センター	58	香川県	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	福祉人材センター (香川県保育士人材バンク)
23	山梨県	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	やまなし保育士・保育所支援センター	59	愛媛県	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	愛媛県保育士・保育所支援センター
24	長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	長野県保育士人材バンク	60	高知県	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	高知県福祉人材センター
25	岐阜県	岐阜県	岐阜県保育士・保育所支援センター	61	福岡県	公益社団法人 福岡県保育協会	福岡県保育士・保育所支援センター
26	静岡県 (静岡市)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	社会福祉人材センター	62	北九州市	北九州市	子ども家庭局子ども家庭部保育課
27	愛知県	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会	愛知県保育士・保育所支援センター	63	福岡市	福岡市	福岡市保育士・保育所支援センター
28	名古屋市	公益社団法人 名古屋民間保育園連盟		64	久留米市	久留米市	保育士・保育所支援センター
29	豊橋市	豊橋市	こども未来部保育課	65	佐賀県	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	総務人材部福祉人材課
30	岡崎市	岡崎市	岡崎市保育士・保育所支援センター	66	長崎県	一般社団法人 長崎県保育協会	長崎県保育士・保育所支援センター
31	三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	三重県保育士・保育所支援センター	67	熊本県 (熊本市)	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	熊本県福祉人材・研修センター
32	滋賀県 (大津市)	一般社団法人 滋賀県保育協議会	滋賀県保育士・保育所支援センター	68	大分県	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	大分県保育士・保育所支援センター
33	京都府	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	京都府保育人材マッチング支援センター	69	宮崎県	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター	宮崎県保育士支援センター
34	京都市	公益社団法人 京都市保育園連盟	京都市保育人材サポートセンター	70	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県保育士人材バンクWEBサイト
35	大阪府	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	大阪府保育士・保育所支援センター	71	鹿児島市	一般社団法人 鹿児島市保育園協会	鹿児島市保育士・保育所支援センター
36	大阪市	一般社団法人 大阪市私立保育連盟	大阪市保育士・保育所等支援センター	72	沖縄県	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター	沖縄県保育士・保育所総合支援センター

※46都道府県(秋田県においては、秋田市で実施)72か所が実施。うち自治体直接実施数は24か所、民間委託は48か所。
 ※栃木県、神奈川県、静岡県、滋賀県、熊本県は管内の指定都市、中核市と合同で設置しているため、合わせて1件としている。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

- 施行期日**
- ① 公布の日から3ヶ月内において政令で定める日 → 平成27年9月1日
 - ② その他 一部改正規定 → 公布の日(平成27年7月15日) 等

改正内容 (抜粋) 地域限定保育士の創設

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与。

〈現状〉 ○ 保育士試験は、毎年1回、都道府県が行っている。



- 〈改正〉 ○ 国家戦略特区の区域を含む都道府県が行う2回目の試験の合格者には、3年間当該特区区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与する。
- 当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。

認定こども園における地域限定保育士の取扱いについて

- ・ 保育教諭となるための要件である「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。

【国家戦略特区法第12条の4】

- ・ 園長、副園長又は教頭となるための要件の1つである「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。

【認可園基準第5条・認可法施行規則第12条】

- ・ 満3歳未満の子どもの保育に従事する者に「地域限定保育士」を含める。

【施設運営基準告示第3】

保育士試験の実施について

- 保育士資格の新規取得者の確保を図るため、保育士試験の年2回実施を推進しており、**平成27年度に地域限定保育士試験を創設**するとともに、**平成28年度から通常の保育士試験を年2回実施**。さらに、平成29年度には、神奈川県において年3回目試験として地域限定保育士試験を実施。

【平成27年度】

- 通常の保育士試験（47都道府県で実施）に加え、神奈川県、大阪府、沖縄県及び千葉県（対象地域：成田市）において平成27年度に創設された地域限定保育士試験を、年2回目の試験として10月に実施。

【平成28年度】

- 地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験のみを年2回実施する取組も広がり、年2回実施を行う都道府県が大幅に拡大。

<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・45都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府及び仙台市で地域限定保育士試験を実施
（宮城県のみ未実施。地域限定保育士試験に限り、指定都市が実施可能。）

【平成29年度～】

- 全ての都道府県において年2回の試験を実施。
- 神奈川県が独自試験として、地域限定保育士試験により年3回目の試験を実施。

<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・47都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府では地域限定保育士試験を併せて実施 ※令和4年度以降は沖縄県でも実施
（平成29年度は、大阪府は地域限定保育士試験のみ実施）

<神奈川県独自試験>（筆記試験：8月、実技講習会：10月～）

- ・神奈川県で地域限定保育士試験を実施

【地域限定保育士試験】

年2回実施に取り組みやすくなるよう、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度を新たに創設。

多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供するため、平成28年11月に省令改正を行い、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。

保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について

令和5年5月12日 こども家庭庁・文部科学省連名通知

- 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について、次の2点を基本的な考え方として、進めていくこととする。
- ① こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
- ② 保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと
- 具体的には、下記3点の対応を行う。

① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定

今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」の考え方を明確化するとともに、保育所等、自治体等に求められることを整理したガイドラインを策定。

② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討

保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討。

③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項について周知。併せて、巡回支援事業の更なる活用等について周知。

① 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、
 ・「不適切な保育」の捉え方や
 ・保育所、自治体における取組・対応に
 ばらつきが見られた。



調査結果を踏まえ、
 ・「不適切な保育」の考え方を明確化
 ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、
 各自治体に求められる事項等を整理

「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

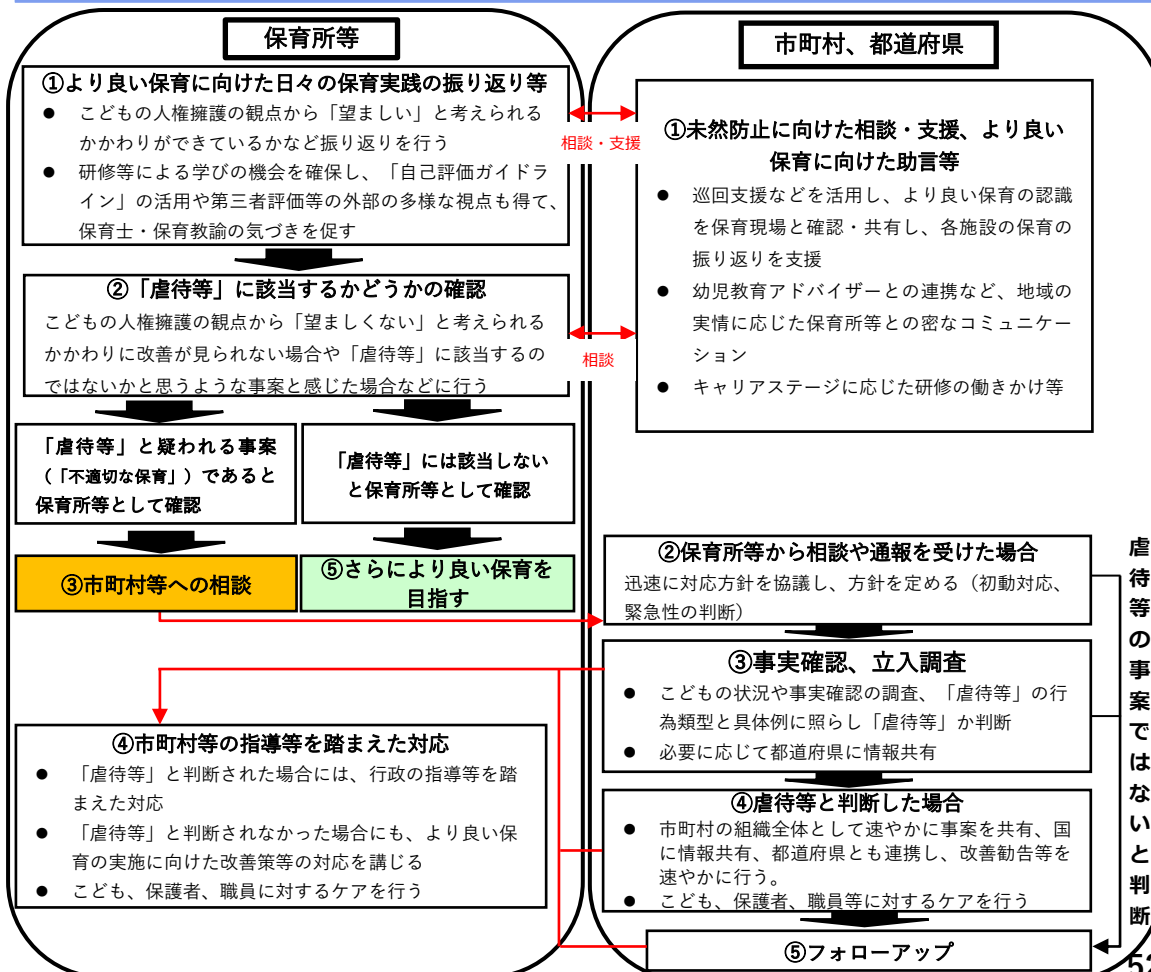
こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

- 虐待等**
- 身体的虐待
 - 性的虐待
 - ネグレクト
 - 心理的虐待
- この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 <small>※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。</small>
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくない」と考えられるかかわり	こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり

保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



虐待等の事案ではないと判断

(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかかわり）とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、「不適切な保育」の位置づけを見直した。

② 施設職員による虐待に関する通報義務等について

- 児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待に対する制度上の仕組みと比較し、保育所等の職員による虐待に対する制度上の仕組みは限定的。

	職員の通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	○ (児童福祉法33条の12)	○ (児童福祉法33条の14)	○ (児童福祉法33条の16)	○ (児童福祉法33条の17)	○
障害児者施設職員による虐待	○ (障害者虐待防止法16条)	○ (障害者虐待防止法19条)	○ (障害者虐待防止法20条)	○ (障害者虐待防止法42条)	○
高齢者施設職員による虐待	○ (高齢者虐待防止法21条)	○ (高齢者虐待防止法24条)	○ (高齢者虐待防止法25条)	○ (高齢者虐待防止法26条)	○
保育所等職員による虐待	×	○ (※1)	×	×	○ (※2)

(※1) 通報を受けた際の対応に関する規定は無いが、児童福祉法に基づく一般的な規定として、虐待等の事案に対して、都道府県等による指導監査等を通じて把握し、適切に対処していくこととなる。

(※2) 令和2年度の調査研究事業により委託事業者が作成した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を周知している。さらに、今般、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を作成。

③ 保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

- **保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知を図る。**

項目	周知内容
指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。 ・自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。 <p>※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。</p>
児童の記録に関する書類等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれていることがあることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。</p>
働き方の見直し、業務内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。 ・行事については、こどもの日常生活に変化と潤いがもてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。</p>

- あわせて、**保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、巡回支援事業の活用とともに、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」により配置されている幼児教育アドバイザーとの積極的な連携を図るよう周知を図る。**

- ※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等
- ※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。
- ※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。

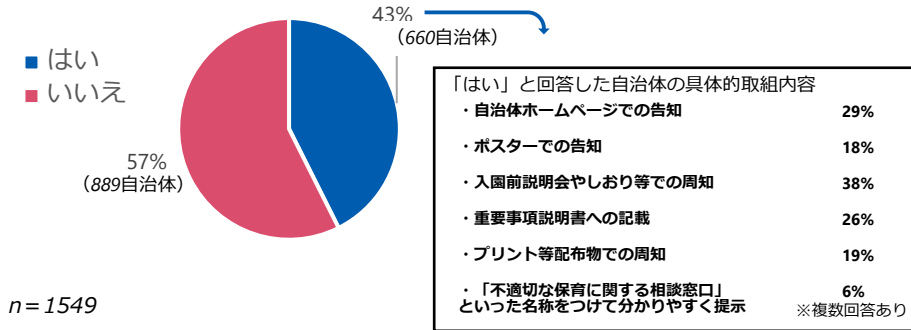
(参考) 「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」 (令和4年12月～2月実施)の結果について(概要)

- 自治体等に対して、令和4年4月～12月の「不適切な保育」(子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為(※))を調査したところ、保育所(22,720施設)については、市町村が当該行為が疑われるとして事実確認を行ったのは1,492件。このうち、市町村が当該行為の事実を確認したのは914件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は9.5%)。このうち、市町村が「虐待」と確認したのは90件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は27.8%)。

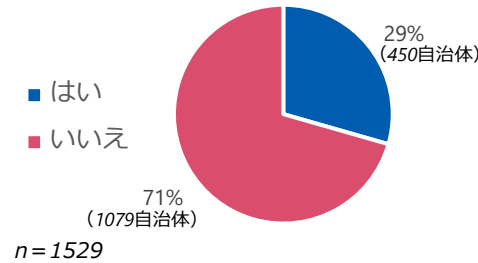
(※) ①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり、②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴な関わり、④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり、⑤差別的な関わり

- また、自治体等の体制等や未然防止の取組は下記のとおり。

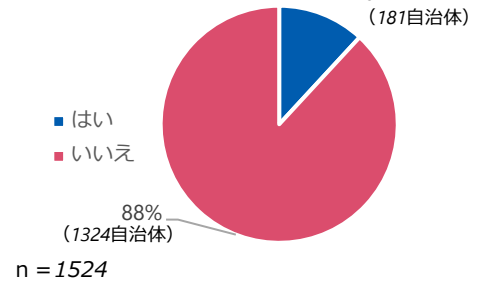
相談窓口やコールセンターの設置の有無



施設から自治体への報告基準や手続を各施設に周知しているか



緊急性等の判断プロセス及び判断基準を明確に定めているか



(注1) 自治体等に対する調査について、保育所の回収率は88.2% ((47/47(都道府県)、1530自治体/1741(市町村+特別区)))
 (注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)、幼稚園・特別支援学校幼稚部(※)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載
 (※) 幼稚園・特別支援学校幼稚部に係る個別事業の件数は、別調査(体罰の実態把握について)より把握
 (注3) 保育所の数は、令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)

- 施設に対して、令和4年4月～12の月「不適切な保育」の件数を尋ねたところ、保育所については、0件と回答した施設が73%(15,757施設)、1～5件まで合わせると90%(19,369施設)となった一方で、31件以上の件数を回答した施設(82施設(全体の0.4%))から、全体の約4割の件数の回答があり、「不適切な保育」の捉え方にばらつきが見られた。

(注1) 施設に対する調査について、保育所の回収率は95.3% (21,649施設/22,720施設(令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)))
 (注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

(参考) 子育て短期支援事業及び児童育成支援拠点事業の概要

子育て短期支援事業

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間、こども及び保護者を預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は母子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合



(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、そのこども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例) 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等